

最新労働情報を 労務管理部門ナンバー1 弁護士 に聴く

# 働き方改革（フェーズⅠ・Ⅱ）・三位一体の労働市場改革の進捗状況と対応策セミナー

著名講師のセミナーを  
格安受講料で

開催のご案内 主催 愛知県下各労働基準協会

インターネット受講可能  
後日配信のオンデマンド

平成29年以來9回目となりますが、東京よりビジネス弁護士 労務管理部門ナンバーワン弁護士（日経ビジネス2010）として有名な石寄信憲氏を講師にお迎えし、働き方改革（フェーズⅠ・Ⅱ）・三位一体の労働市場改革の進捗状況と対応策セミナーを開催します。石寄先生は講演内容について次のように述べてみえます。

「平成29年3月28日に公表された働き方改革実行計画において、その対応策とロードマップが示された。

経団連は、働き方改革フェーズⅠを「インプットの効率化」と位置付けているが、実態は長時間労働の削減等による労働者の健康を守ることが中心として行われ、その結果、2024年問題により、さらなる人手不足を招いている。また、雇用形態にとられない公正な処遇として、政府は労働基準監督官まで動員し、基本給・賞与の是正を目指す閣議決定まで行っている。

次に、経団連は、「アウトプットの最大化」という旗印をたて、働き方改革フェーズⅡ（労働の質の向上）を実現すべく、政策を推進している。

一方、政府は新しい資本主義の前提として、労働市場の三位一体の改革を骨太の方針に示し、税制、補助金、失業保険制度の変更により、労働者及び企業の行動を変容させようと迫り、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げの実現を謳っている。

この働き方改革などは、働く人の立場に立つもので、その改革の負担を使用者に負わせるものである。そこで、働き方改革（フェーズⅠ・Ⅱ）及び三位一体の労働市場改革の進捗状況を説明し、それに対する企業の対応論を論ずることとする。」

労働トラブルを防ぎ企業を繁栄させるため管理の実現のため、ぜひともご参加いただきますようお願い申し上げます。



講師の石寄信憲弁護士  
数々の労働大事件を手がけられ、法改正の舞台裏にも明るく、講演、著書も多い労働界のNo.1 弁護士

●日 時 令和6年9月25日(水) 午後1時30分～午後4時30分

●会 場 ウィンクあいち 5階小ホール1 名古屋市中区村名駅4-4-38

●講 師 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 石寄 信 憲 氏

●演 題 **改革（フェーズⅠ・Ⅱ）・三位一体の労働市場改革の進捗状況と対応策**

## 1. 働き方改革（フェーズⅠ・Ⅱ）及び三位一体の労働市場改革のあらまし

## 2. 働き方改革及び三位一体の労働市場改革の進捗状況

(1)働き方改革（フェーズⅠ・Ⅱ）の進捗状況 (2)三位一体の労働市場改革の進捗状況

## 3. 多様で柔軟な働き方の導入と未来

(1)フレックスタイム制、裁量労働制、高プロの利用状況 (2)裁量労働制の適用対象の拡大  
(3)勤務間インターバル (4)選択的週休3日制 (5)テレワーク（在宅勤務）  
(6)副業・兼業 (7)フリーランスの拡大 (8)解雇の金銭解決（賠償）制度

## 4. 今日の雇用社会における重要な論点

(1) 基本給、賞与の格差是正を推進する行政指導に対する実務対応論  
①「非合理」という文言を用いた令和5年6月16日閣議決定の誤り  
②基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な企業へ文書指導を行うとした令和5年11月2日閣議決定への対応論  
(2) テレワーカーに対する出社命令の可否 (3) 副業・兼業の許可制の有効性と不許可の濫用論  
(4) エンゲージメントとハラスメント  
①セクシャルハラスメントの原因と対策論 ②マタニティハラスメントの原因と対策論  
③パワーハラスメントの原因と対策論 ④カスタマーハラスメントの原因と対策論  
(5)外国人労働者の利用拡大（移民論） (6)共稼ぎ世帯（妻がパート・フルタイム）と専業主婦世帯の推移  
(7)(6)を踏まえた無償ケア労働の行方（育介法の改正の意味） (8)メンバーシップ型雇用とジョブ型雇用の行方



働き方改革関連法対応セミナーより

●講演概要

## 石寄信憲（いしざき・のぶのり） 弁護士 プロフィール

1978年 弁護士登録（第一東京弁護士会、経営法曹会議所属）。1984年 石寄信憲法律事務所開設（2011年4月に名称を「石寄・山中総合法律事務所」へ改称）。業務開始以来、一貫して労働事件を経営者側代理人として手がける。法廷活動、顧問先指導の他、日経、みずほ、SMBC等が主催する各種一般公開セミナーや企業内研修の講師としても活躍中。2002年1月～2004年11月末 司法制度改革推進本部労働検討会委員、2002年10月～2010年5月日弁連労働法制委員会 副委員長として労働審判制度の創設に関わり、1996年6月～現在は、経営法曹会議常任幹事を務める。

# 働き方改革と三位一体の労働市場改革

## ●会場 ウィンクあいち

名古屋市東区中村区名駅4-4-38



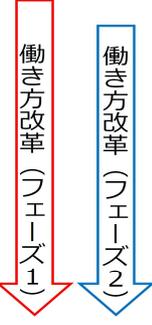
- JR名古屋駅桜通口から：ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ユニモール地下街5番出口から：徒歩2分
- 名駅地下街サンロードから：ミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを經由徒歩8分

安倍政権

菅政権

岸田政権

- ◆2017 (H28) .9.26 安倍首相 所信表明演説⇒「働き方改革です。働く人の立場に立った改革。意欲ある皆さんに多様なチャンスを生み出す、労働制度の大胆な改革を進めます」
- ◆2017 (H29) .3.28 働き方改革実行計画 ⇒ロードマップに掲げた19の対応策
- ◆2019 (R1) .6.21 2019年骨太の方針
  - メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態161への転換、より効率的で成果が的確に評価される働き方、労働移動の円滑化等を含め、今後、フェーズIIの働き方改革に向けて必要な制度改革や仕組みづくりに取り組む。
- ◆2020 (R2) .7.17 2020年骨太の方針
  - 働き方改革関連法の着実な施行を労働関係法令の適正な運用を図りつつ取り組むとともに、感染症への対応として広まったテレワーク等がもたらした、新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの取組の流れを後戻りさせるとなく最大限活用し、従業員のやりがい高めるためのフェーズIIの働き方改革※に向けて取組を加速させる。
- ◆2021 (R3) .7.17 2021年骨太の方針
  - 労働時間削減等を行ってきた働き方改革のフェーズIに続き、メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態への転換を図り、従業員のやりがいが高めていくことを目指すフェーズII※の働き方改革を推進する。
  - トップ経営者の多様性を確保し、若者を抜擢し、転職・起業を応援するなど、企業組織・企業文化の変革を働きかける。
  - 多様で柔軟な働き方が進むとともに、いつでも学び直しが可能となる中で、女性や若者、中高年を始め、多様な人材がそれぞれの能力を発揮し、エンゲージメント※を高めながら活躍するとともに、こうした人材が地方移住や二地域居住を通じて地方でも活躍し、その活力が維持・発展する社会を実現する。
- ◆2022 (R4) .6.16 2022年骨太の方針
  - 人的資本投資の取組とともに、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目指して働き方改革を進め、働く人の個々のニーズに基づいてジョブ型の雇用形態を始め多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組む。
  - その他、同方針内で、①裁量労働制、②フレックス、③テレワーク、④副業、⑤選択的週休3日制に取り組みとある。
- ◆2023 (R5) .6.26 2023年骨太の方針
  - 三位一体の労働市場改革と併せて、人手不足への対応も視野に入れ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことができるよう、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備する。このため、週所定労働時間20時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について検討し、2028年度までを目途に実施する。あわせて、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークやビジネスケアの増大等を踏まえた介護と仕事の両立支援を推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、メンタルヘルス対策の強化等の働き方改革を一層進めながら、副業・兼業の促進、選択的週休3日制の普及等に取り組む。
- ◆2024 (R6) .6.11 2024年骨太の方針(原案)
  - 員上げ、三位一体の労働市場改革、価格転嫁、人手不足について、項目があるが、働き方改革の項目はない。一部、外国人に関する言及もなされている。



三位一体の労働市場改革

\* メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態への転換、より効率的で成果が的確に評価されるような働き方への改革。ジョブ型の雇用形態とは、職務や勤務場所、勤務時間が限定された働き方等を選択できる雇用形態。  
 \*\* 働き手にとって、組織目標の達成と自らの成長の方向が一致し、仕事へのやりがい、働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念。

- 対象 経営者、人事・総務・安全衛生部門責任者・担当者等、社会保険労務士等労働専門家の皆様
- 定員 会場 140名 ※定員満了時はインターネット受講となります。
- 会費 労働基準協会会員企業 4,380円  
一般(上記以外) 4,990円 ※いずれも資料代、消費税を含みます。

●インターネット参加について  
 (開催当日の配信ではありません)  
 ・令和6年10月2日(水)より1週間視聴が可能です。  
 ・資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードをお願いします。  
 ・視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までにお知らせします。

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春/日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマワールド会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

## 改革(フェーズ I・II)・三位一体の労働市場改革の進捗状況と対応策セミナー 申込書(コピー可)

申込協会	労働基準協会		※会員番号					
事業場名			T E L	( )			-	
所在地	〒		F A X	( )			-	
ご出席者 No.は記入 不要です	No.	氏名	所属部署・職名	受講区分	No.	氏名	所属部署・職名	受講区分
				会場・インターネット				会場・インターネット
				会場・インターネット				会場・インターネット
受講案内送付先	受講者・担当者(部署名)		様		お支払予定日	月	日	頃

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。  
 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。